

答申第29号  
平成13年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三様

情報公開審査会  
会長 真砂 泰輔

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年5月18日付け諮問第14号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 会近畿支部事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 2 第16回 会夏期セミナー事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 3 第7回 会大会事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 4 第7回 会大会の収支に関する文書

(別紙)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

次の文書に係る非公開の決定は妥当である。

- 1 会近畿支部事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 2 第16回 会夏期セミナー事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 3 第7回 会大会事務局が提出した兵庫県立成人病センターの使用許可申請及び同申請に対する許可に関する文書
- 4 第7回 会大会の収支に関する文書

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1の1から3までの文書(以下これらを総称して「行政財産使用許可申請書等」という。)及び4の文書(以下「大会収支文書」という。)(以下両文書を総称して「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成13年2月23日付けで行った非公開の決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 2 本件異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件公文書を作成又は取得しておらず保有していない旨説明する。

しかしながら、次の冊子には、会近畿支部、第16回 会夏期セミナー(以下「セミナー」という。)及び第7回 会大会(以下「大会」という。)の事務局として、兵庫県立成人病センター(以下「センター」という。)の名称等が掲載されている。

[センターの名称等が掲載されている冊子]

ア 「冊子 」（平成7年度及び平成8年度の 会近畿支部事務局としてセンターの名称等が掲載されたもの）

イ 「冊子 」（平成8年7月24日から26日までの間に開催されたセミナーの事務局として、センターの名称、職員の氏名等が掲載されたもの）

ウ 「冊子 」（平成9年2月1日から2日までの間に開催された大会の事務局として、センターの名称、職員の氏名等が掲載されたもの）

したがって、実施機関が、これらの事務局（以下「支部等事務局」という。）にセンター施設を使用したことは明らかであり、支部等事務局から実施機関に対して行政財産使用許可申請書が提出され、また、実施機関から同事務局に対して行政財産使用許可書が交付されているはずである。

さらに、大会事務局にセンター施設を使用した以上、大会収支文書が提出されているはずである。

以上のとおり、実施機関は、本件公文書を保有していると考えられ、本件処分は理由がなく、取り消されるべきである。

### 第3 実施機関の説明要旨

本件異議申立てに係る非公開理由は、次のように要約される。

前記第2の冊子に掲載されたセンターの名称等は、支部等事務局の事務室がセンター施設に設置されていることを示したのではなく、単なる連絡先として担当者の勤務先を示したものに過ぎず、また、実際にセンター施設を使用した事実もない。したがって、支部等事務局が、実施機関に対して行政財産使用許可申請書を提出し、また、実施機関が同事務局に対して行政財産使用許可書を交付したことはない。

また、大会事務局にセンター施設を使用した事実がないことは先に述べたとおりであり、この他に補助金の支出等実施機関が同事務局と関係を持った事実もないことから、大会収支文書の提出を求める理由はない。

以上のとおり、実施機関は、本件公文書を保有していないことから、本件処分を行ったものである。

### 第4 審査会の判断

#### 1 本件公文書の概要について

##### (1) 行政財産使用許可申請書等について

公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第1号）第48条第1項は、公有財産管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、あらかじめ使用許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書（規則様式第5号）を提出させなければならない旨を、また、同規則第48条第3項は、公有財産管理者は、使用許可をしたときは行政財産使用許可書（規則様式第6号）を使用許可の申請をした者に交付しなければならない旨を規定している。

本件公文書のうち、行政財産使用許可申請書等は、同規則に基づく行政財産使用許可申請書及び行政財産使用許可書を指すものである。

##### (2) 大会収支文書について

本件公文書のうち、大会収支文書は、平成9年2月1日から2日までの間に開催された大会の収支を明らかにした文書を指すものである。

## 2 本件公文書の存否について

実施機関は、本件公文書を保有していないとして非公開としているので、本件公文書の存否について以下検討する。

### (1) 行政財産使用許可申請書等について

異議申立人は、前記第2の冊子に、支部等事務局として、センターの名称等が掲載されていることから、同事務局にセンター施設を使用させたことが明らかであり、実施機関は、行政財産使用許可申請書等を作成又は取得している旨主張する。

確かに、これらの冊子には、支部等事務局としてセンターの名称等が掲載されているが、これは、同事務局の連絡先として担当者の勤務先を示したものに過ぎないと考えられ、実施機関が、同事務局にセンター施設を使用させた事実を証するものとは認められない。

また、当審査会の調査によっても、平成7年度から平成9年度までの間に、実施機関が支部等事務局にセンター施設の使用を許可した事実は認められなかった。

したがって、実施機関が支部等事務局にセンター施設を使用させた事実はないと考えられ、実施機関が行政財産使用許可申請書等を作成又は取得したとは認められないものである。

### (2) 大会収支文書について

異議申立人は、大会事務局にセンター施設を使用させている以上、実施機関は、大会収支文書を取得している旨主張する。

しかしながら、大会事務局にセンター施設を使用させた事実がないことは前記(1)のとおりであることから、実施機関が大会事務局に対して大会収支文書の提出を求めること、又は、同事務局が実施機関に対して自主的に同文書を提出することについては、その理由が認められず、同文書を取得していないとの実施機関の主張は是認できるものである。

以上から、本件処分は妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
13 . 5 . 18	・ 諮問書の受領
13 . 6 . 8	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
13 . 6 . 27 (第123回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
13 . 6 . 28	・ 異議申立人の意見書の受領
13 . 7 . 11	・ 意見書等の閲覧等申出書(異議申立人提出)の受領
13 . 7 . 17	・ 同上申出書に対する決定及び意見書等の送付
13 . 7 . 24 (第124回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
13 . 8 . 24 (第125回審査会)	・ 審議
13 . 9 . 5	・ 答申